

令和8年7月1日

京都府建設業協会京都支部 御中

（ 京都市建設局長 田中伸弥
担当 建設企画部監理検査課
電話 075-222-3548 ）

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、
別添のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

なお、後日、京都市情報館（本市ホームページ）に掲載する予定です。

以上

令和8年7月1日

京都市建設局

担当：建設企画部監理検査課

電話：222-3548

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、国土交通省の通知「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」（令和8年6月16日）を踏まえ、建設局においても、国の運用に準拠し、下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

記

1 対象工事

建設局発注の全ての工事（工事に類する業務委託を含む。）を対象とする。

2 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。

3 設計変更の流れ

- (1) 発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。

なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。

- (2) 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- (3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

4 適用

本通知は、令和8年7月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

なお、令和8年7月1日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

国官技第 129 号
国官総第 47 号
国営管第 128 号
国営計第 64 号
国港技第 35 号
国空予管第 325 号
国空空技第 110 号
国空交企第 89 号
令和 8 年 6 月 16 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各地方整備局	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港 湾 空 港 部	港湾建設課長 殿
		空港・防災課長 殿
各地方航空局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
各航空交通管制部	次 長	殿
	総 務 管 理 官	殿
国土技術政策総合研究所	企 画 部 長	殿
	管理調整部長	殿

国土交通省

大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
(公 印 省 略)

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材につい

て、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。

今般、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を、下記のとおり実施することとしたので通知する。

記

1. 対象工事

国土交通省直轄工事とする。

2. 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。

3. 設計変更の流れ

(1) 発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。

(2) 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

(3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

4. 適用

本通知は、令和8年6月16日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

なお、令和8年6月15日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

国 技 建 管 第 1 号
令和 8 年 6 月 16 日

各地方整備局

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

国土技術政策総合研究所

企画部 施設課長 殿

大臣官房技術調査課

建設システム管理企画室長

(公印省略)

「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の
運用について

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について、「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」（令和 8 年 6 月 16 日付け国官技第 129 号、国官総第 47 号、国営管第 128 号、国営計第 64 号、国港技第 35 号、国空予管第 325 号、国空空技第 110 号、国空交企第 89 号）が通知されたところ。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

別紙

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1. 特記仕様書記載例

- (1) 調達検討資材を含む対象工事において、以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。

既契約工事においては、特記仕様書記載例により受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

特記仕様書記載例

第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表一〇 調達検討資材

資 材 名	規 格	設計数量	単価適用年月	単価適用地区
塩化ビニル管	〇〇mm	〇〇m	R〇.〇月	〇〇地区
塗料用シンナー	〇〇用シンナー	〇〇L	R〇.〇月	〇〇地区

3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

- (2) 単価適用年月、単価適用地区については、入札時の設計条件を明示する。

- (3) 設計数量については、設計図書（数量総括表や図面等）に記載された数量を明示することを基本とする。

なお、設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出し明示するものとする。

（例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

2. 積算方法

(1) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

(2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。

ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→ 設計変更不可。
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

(3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。

(4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。（単価合意比率を考慮）

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

(5) 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

3. 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について



国土交通省

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。

